

令和8年5月26日

令和8年度第2回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和 8 年 5 月 2 6 日 (火)
午前 9 時 3 0 分
場 所 美浦村役場 3 階 大会議室

日 程

- 1 開会
- 2 付議事項
議案第 1 号 美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例施行規則
議案第 2 号 美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例施行規則
議案第 3 号 美浦村乳児等通園支援事業実施要綱の一部を改正する要綱
- 3 協議事項
協議第 1 号 美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例に係る意見聴取について
協議第 2 号 美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例に係る意見聴取について
協議第 3 号 令和 8 年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について
- 4 その他
- 5 閉会

議案第 1 号

美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例施行規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 5 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例（令和 8 年美浦村条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(条例第 1 条に規定する規則で定める者)

第 3 条 条例第 1 条に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 未成年後見人その他の者で、園児を現に監護する者

(2) その他保護者に準ずる者として村長が認めた者

(幼稚園給食費無償化の助成に係る申請)

第 4 条 条例第 2 条に規定する助成の対象者からの幼稚園給食費に相当する額の助成に係る申請は、幼稚園給食費無償化の助成に係る申請書(様式第 1 号)により、村長に申請しなければならない。

(助成の交付・不交付の決定)

第 5 条 村長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、幼稚園給食費無償化に係る助成の決定を行ったときは、幼稚園給食費無償化

の助成交付決定通知書（様式第 2 号）により、助成を行わないことを決定したときは、幼稚園給食費無償化の助成不交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請をした者に対し、通知するものとする。

（申請内容の変更）

第 6 条 無償化対象者は、対象期間内において、申請内容に変更が生じたときは、速やかに、幼稚園給食費無償化の助成変更申請書（様式第 4 号）を村長に提出しなければならない。

（助成の変更交付決定）

第 7 条 村長は、前条の助成の変更申請を受け、幼稚園給食費無償化に係る助成内容の変更を行ったときは、当該無償化対象者に対し、幼稚園給食費無償化の助成変更交付決定通知書（様式第 5 号）により、通知するものとする。

（補則）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、幼稚園給食費の無償化に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

美浦村長 殿

幼稚園給食費無償化の助成に係る申請書

美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例施行規則第 4 条に基づき、幼稚園給食費無償化の助成を申請します。

申請の額：美浦村立美浦幼稚園運営規程の規定に基づき定められた金額

幼 稚 園 名	美浦幼稚園
ク ラ ス 名	組
園 児 氏 名	
保護者等氏名	
住 所	
電 話 番 号	

※この申請書は、園児 1 名につき 1 枚提出してください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

美浦村長



幼稚園給食費無償化の助成交付決定通知書

先に申請のありました、幼稚園給食費無償化の助成に係る申請について、美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例施行規則第 5 条の規定により、幼稚園給食費無償化の助成対象と認め、下記のとおり助成することに決定したので通知します。

記

幼稚園名	美浦幼稚園
クラス名	組
園児氏名	
保護者等氏名	
助成対象	美浦村立美浦幼稚園運営規程第 7 条に定める幼稚園給食費

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

美浦村長



幼稚園給食費無償化の助成不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった幼稚園給食費無償化の助成について、下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

美浦村長 殿

住 所： _____

申請者（保護者等） 氏 名： _____

電話番号： _____

幼稚園給食費無償化の助成変更申請書

美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例施行規則第6条の規定に基づき、
下記内容について変更したいので申請します。

幼稚園名	美浦幼稚園	クラス名	組
ふりがな 対象園児氏名		生年月日	年 月 日

変更の内容

☒	変更事項	変更前	変更後
☐	保護者等の変更	ふりがな 続 柄 ()	ふりがな 続 柄 ()
☐	園児名の変更	ふりがな	ふりがな
☐	対象期間変更	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
☐	その他の変更		
変更希望年月日		年 月 日	

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

美浦村長



幼稚園給食費無償化の助成変更交付決定通知書

先に申請のありました、幼稚園給食費無償化の助成に係る変更申請について、美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例施行規則第7条の規定により、幼稚園給食費無償化の助成内容を変更決定したので通知します。

記

幼稚園名	美浦幼稚園	クラス名	組
ふりがな 対象園児氏名		生年月日	年 月 日

変更の内容

☒	変更事項	変更前	変更後
☐	保護者等の変更	ふりがな 続 柄 ()	ふりがな 続 柄 ()
☐	園児名の変更	ふりがな	ふりがな
☐	対象期間変更	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
☐	その他の変更		
変更希望年月日		年 月 日	

議案第 2 号

美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例施行規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 5 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例（令和 8 年美浦村条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(条例第 1 条に規定する規則で定める者)

第 3 条 条例第 1 条に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 未成年後見人その他の者で、幼児又は乳児を現に監護する者

(2) その他保護者に準ずる者として村長が認めた者

(副食費等無償化の助成に係る申請)

第 4 条 条例第 2 条に規定する助成の対象者からの副食費又はおやつの費用（以下「副食費等」という。）に相当する額の助成に係る申請は、副食費等無償化の助成に係る申請書（様式第 1 号）により、村長に申請しなければならない。

(助成の交付・不交付の決定)

第 5 条 村長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、

副食費等無償化に係る助成の決定を行ったときは、副食費等無償化の助成交付決定通知書（様式第2号）により、助成を行わないことを決定したときは、副食費等無償化の助成不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に対し、通知するものとする。

（申請内容の変更）

第6条 無償化対象者は、対象期間内において、申請内容に変更が生じたときは、速やかに、副食費等無償化の助成変更申請書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

（助成の変更交付決定）

第7条 村長は、前条の助成の変更申請を受け、副食費等無償化に係る助成内容の変更を行ったときは、当該無償化対象者に対し、副食費等無償化の助成変更交付決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、副食費等の無償化に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

美浦村長 殿

副食費等無償化の助成に係る申請書

美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例施行規則第 4 条に基づき、副食費等無償化の助成を申請します。

申請の額

副食費：美浦村立大谷保育所運営規程及び美浦村立木原保育所運営規程の規定に基づき定められた金額

おやつ費用：美浦村乳児等通園支援事業実施要項の規定に基づき定められた金額

保 育 所 名	大谷保育所	木原保育所
ク ラ ス 名	組	
幼児（乳児）氏名		
保護者等氏名		
住 所		
電 話 番 号		

※この申請書は、幼児（乳児） 1 名につき 1 枚提出してください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

美浦村長



副食費等無償化の助成交付決定通知書

先に申請のありました、副食費等無償化の助成に係る申請について、美浦村
保育所副食費等の無償化に関する条例施行規則第 5 条の規定により、副食費等
無償化の助成対象と認め、下記のとおり助成することに決定したので通知しま
す。

記

保 育 所 名	大谷保育所 木原保育所
ク ラ ス 名	組
幼児（乳児）氏名	
保護者等氏名	
助 成 対 象	美浦村立大谷保育所運営規程第 8 条及び美浦村立木 原保育所運営規程第 8 条に定める副食費 美浦村乳児等通園支援事業実施要項第 1 0 条に定め るおやつの費用

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

美浦村長



副食費等無償化の助成不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった副食費等無償化の助成について、
下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

美浦村長 殿

申請者（保護者等） 住 所： _____
氏 名： _____
電話番号： _____

副食費等無償化の助成変更申請書

美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例施行規則第6条の規定に基づき、
下記内容について変更したいので申請します。

保育所名	大谷保育所 木原保育所	クラス名	組
ふりがな 対象幼児（乳児） 氏名		生年月日	年 月 日

変更の内容

☒	変更事項	変更前	変更後
☐	保護者等の変更	ふりがな 続 柄 ()	ふりがな 続 柄 ()
☐	幼児（乳児）名 の変更	ふりがな	ふりがな
☐	対象期間変更	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
☐	その他の変更		
変更希望年月日		年 月 日	

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

美浦村長



副食費等無償化の助成変更交付決定通知書

先に申請のありました、副食費等無償化の助成に係る変更申請について、美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例施行規則第 7 条の規定により、副食費等無償化の助成内容を変更決定したので通知します。

記

保育所名	大谷保育所 木原保育所	クラス名	組
ふりがな 対象幼児(乳児) 氏名		生年月日	年 月 日

変更の内容

☒	変更事項	変更前	変更後
☐	保護者等の変更	ふりがな 続 柄 ()	ふりがな 続 柄 ()
☐	幼児（乳児）名 の変更	ふりがな	ふりがな
☐	対象期間変更	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
☐	その他の変更		
変更希望年月日		年 月 日	

議案第 3 号

美浦村乳児等通園支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 5 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村乳児等通園支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

美浦村乳児等通園支援事業実施要綱（令和 8 年美浦村教育委員会訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「および」を「及び」に改める。

第 1 0 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に定める利用者負担額の納付は、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用者負担額納付書（様式第 1 号）により行うものとする。

別表 2 の次に次の様式を加える。

様式第 1 号

年 月 日

様

美浦村長

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用者負担額納付書

月 日分の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用により、利用者負担額が発生しておりますので、下記納付書にて大谷保育所までお支払いください。

✂

利用者負担額納入通知書

	様
年度	
一般会計	
款：使用料及び手数料 項：使用料	
目：民生使用料 節：児童福祉使用料	
一金 円	
納入内容	月 日分こども誰でも通園事業使用料
納入期限	年 月 日
納入場所	大谷保育所

上記のとおり納入してください。
年 月 日
美浦村長

利用者負担額領収書

	様
年度	
一般会計	
款：使用料及び手数料 項：使用料	
目：民生使用料 節：児童福祉使用料	
一金 円	
納入内容	月 日分こども誰でも通園事業使用料
納入期限	年 月 日
納入場所	大谷保育所

上記のとおり領収しました。
年 月 日
美浦村会計管理者

附 則
この要綱は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

議案第3号 美浦村乳児等通園支援事業実施要綱新旧対照表

現行	改正後（案）
(実施時間および実施する日) 第5条 本事業の実施時間及び実施する日は、次のとおりとする。 (1) 事業時間 午前9時から午前11時とする。 (2) 実施する日 火曜日と木曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から3日を除く。	(実施時間及び実施する日) 第5条 本事業の実施時間及び実施する日は、次のとおりとする。 (1) 事業時間 午前9時から午前11時とする。 (2) 実施する日 火曜日と木曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から3日を除く。
(利用者負担額) 第10条 利用保護者は、本事業に係る経費として、利用児童1人につき別表1に定める金額を負担しなければならない。	(利用者負担額) 第10条 利用保護者は、本事業に係る経費として、利用児童1人につき別表1に定める金額を負担しなければならない。 2 前項に定める利用者負担額の納付は、乳児等通園支援事業利用者負担額納付書（様式第1号）により行うものとする。

協議第 1 号

美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例に係る意見聴取について

令和 8 年第 2 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、美浦村立学校設置条例（昭和 47 年美浦村条例第 11 号）に規定する美浦村立美浦幼稚園（以下「村立幼稚園」という。）の給食費（美浦村立美浦幼稚園運営規程（平成 27 年美浦村教育委員会訓令第 5 号）第 7 条に定める給食費をいう。以下「幼稚園給食費」という。）を負担する村立幼稚園に通園する幼児（以下「園児」という。）の保護者等（子に対して親権を行う者その他これに準じる者として規則で定める者をいう。以下「保護者等」という。）に対し助成金を交付することにより、保護者等の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することを目的とする。

（助成の対象者）

第 2 条 助成金の交付を受けることができる者は、美浦村に住所を有し村立幼稚園に在籍する園児の保護者等とする。

（助成金の額）

第 3 条 助成金の額は、幼稚園給食費に相当する額とする。ただし、国又は地

方公共団体の負担において幼稚園給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、助成金から当該給付額を除くものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による幼稚園給食費の無償化については、令和8年4月1日以後の村立幼稚園における幼稚園給食費について適用し、令和8年3月31日以前の幼稚園給食費については、なお従前の例による。

協議第 2 号

美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例に係る意見聴取について

令和 8 年第 2 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、美浦村保育所設置条例（昭和 52 年美浦村条例第 20 号）に規定する美浦村立大谷保育所及び美浦村立木原保育所（以下「保育所」という。）の副食費（美浦村立大谷保育所運営規程（平成 27 年美浦村教育委員会訓令第 3 号）第 8 条及び美浦村立木原保育所運営規程（平成 27 年美浦村教育委員会訓令第 4 号）第 8 条に定める副食費をいう。以下「副食費」という。）を負担する保育所に通所する幼児（以下「幼児」という。）の保護者等（子に対して親権を行う者その他これに準じる者として規則で定める者をいう。以下「保護者等」という。）又は美浦村乳児等通園支援事業による利用者負担額のうちおやつの費用を負担する保護者等に対し助成金を交付することにより、保護者等の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することを目的とする。

（助成の対象者）

第 2 条 助成金の交付を受けることができる者は、美浦村に住所を有し保育所

に在籍する幼児の保護者等又は美浦村に住所を有し美浦村乳児等通園支援事業により美浦村立大谷保育所を利用する乳児の保護者等とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、副食費又はおやつの費用に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において副食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、助成金から当該給付額を除くものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による副食費の無償化については、令和8年4月1日以後の保育所における副食費について適用し、令和8年3月31日以前の副食費については、なお従前の例による。

協議第 3 号

令和 8 年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について

令和 8 年第 2 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 8 年 5 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

令和 8年度 6月補正歳出一般会計

単位: 千円

所属名	款	款名	項	目	事業名	節	細節	摘要	決定額	補正前額	補正後額
生涯学習課	09	教育費	05	01	53 地区公民館補助事業費	18	10	015 地区公民館等修繕等補助金	279	0	279
			06	03	02 光と風の丘公園管理費	14	03	005 施設修繕工事	2,899	0	2,899
計									3,178	0	3,178

所属名	款	款名	項	目	事業名	節	細節	摘要	決定額	補正前額	補正後額
美浦幼稚園	09	教育費	04	01	03 幼稚園運営費	10	07	001 賄材料費	3,302	329	3,631
計									3,302	329	3,631

所属名	款	款名	項	目	事業名	節	細節	摘要	決定額	補正前額	補正後額
大谷保育所	03	民生費	02	03	02 大谷保育所運営費	10	07	001 賄材料費	0	9,324	9,324
計									0	9,324	9,324

所属名	款	款名	項	目	事業名	節	細節	摘要	決定額	補正前額	補正後額
木原保育所	03	民生費	02	03	04 木原保育所運営費	10	07	001 賄材料費	0	6,846	6,846
計									0	6,846	6,846

令和 8年度 6月補正歳入一般会計

単位:千円

所属名	款	款名	項	目	節	節名	摘要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額
美浦幼稚園	21	諸収入	05	03	01	児童福祉雑入	015	入園児給食費(村外分)	112	0	112
計									112	0	112

所属名	款	款名	項	目	節	節名	摘要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額
大谷保育所	21	諸収入	05	03	01	児童福祉雑入	011	入所児副食費(大谷保育所)	▲ 2,544	3,168	624
計									▲ 2,544	3,168	624

所属名	款	款名	項	目	節	節名	摘要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額
木原保育所	21	諸収入	05	03	01	児童福祉雑入	012	入所児副食費(木原保育所)	▲ 1,840	2,376	536
計									▲ 1,840	2,376	536